



東労発徴 0308 第 1 号  
令和 6 年 3 月 8 日

東京都社会保険労務士会  
各 支 部 長 様

東京労働局長

令和 6 年度臨時労働保険指導員の推薦について（依頼）

貴会におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から労働行政の運営につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、例年、労働保険の年度更新業務に当たりましては、貴支部所属社会保険労務士各位の御協力をいただいているところであります。

つきましては、令和 6 年度におきましても例年同様に御協力いただき、年度更新業務を円滑に進めて参りたいと考えておりますので、他の業務との調整をいただきまして、貴支部から臨時労働保険指導員の推薦方につきましてよろしくお願い申し上げます。

記

1 趣旨

労働保険事務について豊富な知識と経験を有する社会保険労務士及び社会保険労務士事務所勤務する職員を臨時労働保険指導員（以下「指導員」という。）に委嘱し、労働保険の年度更新手続等について、事業主に対し適切な指導及び相談を行い、年度更新業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 資格

下記のいずれかに該当する者で、年度更新業務に理解を有し、積極的協力意思のある者。

- (1) 東京都社会保険労務士会に所属する社会保険労務士。
- (2) 社会保険労務士事務所に勤務し、東京都社会保険労務士会支部長の推薦を受けた者。

3 職務

労働保険年度更新申告書・受理相談コーナー（局・監督署内等に設置）会場において、申

告書の作成指導、相談（電子申請を含む。）及び受理業務。

#### 4 身分

指導員は非常勤の一般職国家公務員であり、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、地位利用の禁止等の国家公務員法の適用を受ける。

#### 5 委嘱期間

自 令和6年6月17日(月) 至 令和6年7月10日(水)

#### 6 推薦人数

令和6年度労働保険年度更新申告書受理・相談コーナーの日数・人日を目安にして、所轄労働基準監督署（支署）と各支部の実情により調整する。

#### 7 推薦及び書類の提出

(1) 推薦候補者については、各支部長がその適性を判断し、「推薦者名簿」に「承諾書兼口座振込依頼書」、「学歴・職歴申出書」を添付の上、各労働基準監督署長あて提出してください。

なお、東京局内で過去に協力経験のない方に対しては「履歴書」の添付をお願いします。

(2) 推薦者名簿、履歴書、承諾書、申出書、通勤届等の書式に必要箇所を記載の上、押印した原本（紙媒体）を、令和6年3月29日（金）までに各労働基準監督署（支署）長あて提出してください。

なお、「臨時労働保険指導員推薦者名簿」については、上記期日までに局担当者あて電子媒体によるデータ提出（全支部 下記アドレスへの提出）も併せてお願いします。

《提出先メールアドレス》

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

適用指導官 松崎 容子 [matsuzaki-youko.wt3@mhlw.go.jp](mailto:matsuzaki-youko.wt3@mhlw.go.jp) あて

【提出書類等】

各統括支部長、各支部長あて局より下記データを送信いたします。

- ① 労働基準監督署（支署）長あて送付状
- ② 臨時労働保険指導員推薦者名簿（一葉20名）
- ③ 承諾書・口座振込依頼書（**推薦者全員分作成**）
- ④ 学歴・職歴申出書（**推薦者全員分作成**）
- ⑤ 履歴書（**東京局管内署で過去に指導員の経験のない方のみ**）
- ⑥ 通勤届（**推薦者全員分作成 経路・運賃の確認に時間を要するため、活動日欄は空欄のまま推薦書類と併せて御提出いただくもの。両面印刷様式です。**）

## 8 基本給与額について

指導員の基本給与額は、学歴・職務歴を勘案し決定された級号俸かつ勤務地に応じ規定される級地区分に対応した額を1日単価で取り扱う。

《令和6年度相談員級地別日額》

1級地	13,120円(最低)～15,078円(最高)	局・監督署所在地：特別区
2級地	12,682円(最低)～14,575円(最高)	監督署所在地：武蔵野市・町田市
3級地	12,573円(最低)～14,450円(最高)	監督署所在地：八王子市・青梅市
4級地	12,245円(最低)～14,073円(最高)	監督署所在地：立川市

## 9 その他

中央・上野・三田・渋谷・新宿・池袋署管轄の各支部につきましては、当該支部の委嘱者から局で行う申告書受理・相談コーナー【6月17日(月)～7月10日(水)】に他支部と調整の上指導員の派遣をお願いします。

《局受理・相談コーナー開設期間・場所》

6月17日(月)～7月10日(水) 九段第三合同庁舎11階 国共用会議室2-1・2-2